

(9) 横浜国立大学“安心・安全の科学研究教育センター”との連携

林秀千人

横浜国立大学“安心・安全の科学研究教育センター”とは、平成20年度に現代GPが終わる以前から、連携を深めることで協議を進めてきた。平成21年3月に、長崎大学工学部の香川教授、吉武教授、高橋センター長、林教授が横浜国立大学の同センターを訪れ、協定の締結と具体的な連携についての話し合いを行った。横浜国立大学のセンターからは、藤江センター長、関根特任教授、小林准教授が出席をし、協定の案について、安全工学の教育についての具体的な連携の可能性について話し合いを行った。

その後、話し合いを重ね9月に長崎大学工学部と横浜国立大学“安心・安全の科学研究センター”との協定を結んだ。協定では、教育研究の交流の促進、人材の交流、共同事業の提案などが上げられた。また、具体的な連携として、長崎大学工学部で行っている安全工学セミナーに平成21年度は2名の講師の派遣を、平成22年度は4名の講師の派遣を依頼した。

また、林教授が横浜国立大学“安心・安全の科学研究教育センター”を訪れ、安全研究についての実験室の見学さらに、教育のプログラム構成などの説明を受けた。また、横浜国立大学の同センターが取り組んでいるリスクアセスメントに関する学協会資格の設立について説明を受け、長崎大学における安全・安心教育の今後についての参考となった。さらに技術職員による研究環境に関する交流などについても進めることとなった。

国立大学法人長崎大学工学部と国立大学法人横浜国立大学安心・安全の 科学研究教育センターとの間における教育研究事業交流協定書

国立大学法人長崎大学工学部(以下「甲」という。)と国立大学法人横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター(以下「乙」という。)は、相互の教育研究事業促進のために、以下の協定を締結する。

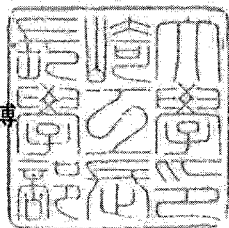
- 第1条 甲と乙は、この協定の条項に従い、実現可能な範囲内において、両組織間の教育研究事業の交流を促進する。
- 第2条 甲と乙は、お互いが対応可能な範囲内において、安心・安全の科学に係わる以下の事項について協力することに同意する。
(1) 共同研究・プロジェクトの推進
(2) 学術・技術情報の交換
(3) 人材の交流
(4) その他安心・安全の科学に関する研究開発、人材育成等に関する活動
- 第3条 共同研究・プロジェクトの課題、得られた成果の活用の条件、人材交流その他の協力関係については、個別に協力し、発展させるものとする。
- 第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから文書により改廃等の意思表示がない場合は、さらに1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。
- 第5条 甲又は乙が有効期間の途中において本協定の解除を申し出た場合は、甲と乙は協議を行うものとする。この場合、合意が成立しないときは、甲又は乙は、相手方に対して文書で通知することにより、通知した日から3ヶ月をもって本協定を解除することができる。
- 第6条 本協定に定めのない事項又は疑義のある事項については、甲と乙の双方が協議の上で決定する。
- 第7条 相互の協力関係がより一層発展することを期待して、両組織の代表者がここに署名する。本協定書は、2通作成し、双方が1通ずつ保管する。

平成21年9月16日

清水 康博

(甲)
国立大学法人長崎大学
工学部長

清水 康博



藤江 幸一

(乙)
国立大学法人横浜国立大学
安心・安全の科学研究教育センター長
藤江 幸一

